

個人の防犯機器の購入・設置への新たな補助制度を創設 (令和5年9月補正)

住居への防犯対策の強化を促進させて、犯罪抑止を図るとともに、市民の防犯意識の普及、啓発を図るため、個人で購入・設置した防犯機器に対する補助金制度を創設し、市民の安全と安心を守ります。

1 補助額

- (1) 5,000円以上の物で購入金額の1/2以内で上限額を20,000円とする
- (2) 100円未満切り捨て

2 補助条件

- (1) 1つの住宅につき1回まで
- (2) 令和5年4月1日からの遡及適用も可能。

3 見込件数

200件

4 補助対象

- (1) 録画機能付きドアホン
- (2) 防犯カメラ
- (3) 屋外人感センサー付ライト
- (4) 玄関ドア鍵(防犯性能が高いもの、ドアチェーン)
- (5) 玄関ドア鍵のガードプレート
- (6) 防犯フィルム
- (7) 面格子
- (8) 防犯砂利
- (9) モニター付きインターホン(移設、改修含む)
- (10) タイマー式電気スイッチ(照明用)

5 対象施設

市内の住宅(新築、事業所、空き家は除く)

6 対象者

市内に住所を有する居住者

7 必要書類

申請書、領収書(製品名の表示等が必要)、設置後の写真、指定振込先の口座情報の写しなど

8 補助期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

9 補正予算

4,000千円

海老名市議会9月定例会に補正予算を上程予定。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市民協働部地域づくり課

電話 046-235-4789